TMI 総合法律事務所
中 国 最 新 法 令 情 報

－ 2024 年 7 月号 －

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

― 目 次 ―

I. 最新法令情報（2024 年 6 月中旬～2024 年 7 月中旬）
- 独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈
- 会社法適用の時的効力に関する若干規定

II. 今月の中国関連ブログ記事
- 登録資本登記管理制度の施行に関する国務院の規定

III. 中国法務の現場より
- 競業避止義務と営業秘密保護について

IV. バックナンバー

◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含むものではありません。

◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

■ COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
■ ALL RIGHTS RESERVED

I. 最新法令情報（2024 年 6 月中旬～2024 年 7 月中旬）

◆ 独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈 [1]

最高人民法院　2024 年 6 月 24 日公布、2024 年 7 月 1 日施行

1. はじめに

2024 年 6 月 24 日、最高人民法院より、「独占民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（以下、「**本司法解釈**」という）」が公布され、同年 7 月 1 日から施行された。

本司法解釈は、2022 年 8 月 1 日に施行された改正独占禁止法に基づいて制定される新しい総合的な司法解釈である。独占禁止法に係る民事訴訟は、立証の困難性が高い壁となっているが、本司法解釈では主に立証責任の分配や、行政執行と民事訴訟の連携強化によって対応がなされている。なお、本司法解釈の公布に際しては、独占禁止事件の中から選出された 5 件の典型事例も公表されており、日本企業においても大きな注目を浴びたレアアースの永久磁石材料特許に関する市場支配的地位の濫用事案も含まれている。

本司法解釈の内容は、手続規定、関連市場の確定、独占合意、市場支配的地位の濫用、民事責任の 5 つに分かれており、以下では、それぞれの重要な改正点について説明する。なお、デジタル経済分野や知的財産分野に関する専門の規定も多く定められているが、紙面の関係から割愛する。

2. 手続規定（第 1 条から第 13 条）

「独占民事紛争事件」とは、自然人、法人又は非法人組織が、独占行為により損害を受けたこと及び契約内容又は業界団体の定款、決議、決定等が独占禁止法に違反して発生した争議により、独占禁止法に基づいて人民院法院に提起する民事訴訟事件をいう [2]。

独占民事訴訟事件について、原告は独占禁止法に基づいて直接人民法院に民事訴訟を提起することができ、又は独占禁止の執行機関が独占行為を認める決定をした後に、人民法院に対して民事訴訟を提起することもできる [3]。そして、当事者に契約関係があり、紛争解決の方法として仲裁合意が定められている場合であっても、独占行為を理由とする民事訴訟を提起することができることが規定された [4]。

また、原告が、独占禁止法により、中国域内に住所がない被告に民事訴訟を提起し、中国域外の独占行為が中国域内の市場競争を排除、制限する影響が生じると主張する場合には、契約締結地、契約履行地、訴訟目的物の所在地、差押可能財産の所在地、権利侵害行為地又は代表機構の住所地、その他中国との間に適当な関係がある場合に、人民法院が管轄することができると規定された [5]。

そして、行政執行と民事訴訟の連携が強化されており、独占禁止の執行機関が認定した独占行為に該当するとした決定が、法定期間内に行政訴訟が提起されず、又はすでに人民法院の有効な決定に

[1] 中国語で「关于审理垄断民事纠纷案件适用法律若干问题的解释」という。
[2] 本司法解釈第 1 条第 1 項
[3] 本司法解釈第 2 条第 1 項
[4] 本司法解釈第 3 条
[5] 本司法解釈第 6 条、民事訴訟法第 276 条

■ COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
■ ALL RIGHTS RESERVED

より確認された場合、原告は、関連する独占民事訴訟案件において、決定で認定された基本事実が真実であることを主張する場合、それを否定する十分な証拠がない限り、再び立証する必要がないと規定された[6]。

3. 関連市場の確定（第 14 条から第 17 条）

「関連市場」とは、事業者が一定期間内に特定の商品又は役務について競争を行う商品の範囲又は地域範囲をいう[7]。

原告は、独占禁止法違反を主張する際には、関連市場を確定し証拠により十分な説明をしなければならないのが原則であるが、原告が以下の状況のいずれかについて直接証明するのに十分な証拠を提出した場合、原告は関連市場の確定について立証する責任を負わないことが規定された[8]。

① 独占合意の事業者が大きな市場支配力を持っていること
② 市場支配的地位を濫用した事業者が市場で支配的な地位を有していること
③ 独占行為には競争を排除または制限する効果があること

また、原告が水平的独占合意（独占禁止法第 17 条第 1 号から第 5 号）、垂直的独占合意（第 18 条第 1 項第 1 号、第 2 号）を主張する際は、関連市場を確定して証拠を提供する必要はない[9]。

4. 独占合意（第 18 条から第 27 条）

（1）共同行為の認定

「独占合意」とは、競争を排除し、若しくは制限する合意、決定又はその他の共同行為をいう[10]。
「その他の共同行為」の認定には、以下の要素が総合的に考慮される[11]。

① 事業者の市場行動に一致性があるか否か
② 事業者間で意志の連絡、情報交換又は伝達があったか否か
③ 関連市場の市場構造、競争の環境、市場の変化等の状況
④ 事業者が、行動の一致性について、合理的に説明できるか否か

しかし、独占合意は密室で行われることが通常であるため、立証が難しく立証責任の分配に関する規定が定められた。原告が上記①及び②の疎明証拠を提出した場合、又は①及び③の疎明証拠を提出し、事業者の共同行為の可能性が比較的高いことを証明できる場合には、④については、被告がその行為の一致性について、市場及び競争状況の変化に基づいて、関連する行為を独自に実施したことを含む合理的な説明をしなければならない[12]。

（2）水平的独占合意

「水平型独占合意」とは、競争関係を有する事業者による独占合意をいう。独占禁止法では、競争関係を有する事業者による以下のような独占合意を形成することが禁止されている[13]。

① 商品の価格を固定し、又は変更すること

---

[6] 本司法解釈第 10 条第 1 項
[7] 独占禁止法第 15 条第 2 項
[8] 本司法解釈第 14 条第 3 項
[9] 本司法解釈第 14 条第 4 項
[10] 独占禁止法第 16 条
[11] 本司法解釈第 18 条第 1 項
[12] 本司法解釈第 18 条第 2 項、第 3 項
[13] 独占禁止法第 17 条

COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
ALL RIGHTS RESERVED

② 商品の生産数量又は販売数量を制限すること
③ 販売市場又は原材料調達市場を分割すること
④ 新技術、新設備の購入を制限し、又は新技術、新製品の開発を制限すること
⑤ 共同して取引を排斥すること
⑥ 国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占合意

「**競争関係にある事業者**」とは、商品の生産経営において、同一の段階にあり、比較的密接な代替関係を有する商品を提供し、独立して経営に関する決定を行い、法的責任を負う２者以上の実際の事業者又は同一の関連市場に入り競争する可能性がある潜在的な事業者をいう。そして、特定の事業者が他の事業者を支配し、若しくは他の事業者に決定的な影響力を行使できる場合、又は２者以上の事業者が同一の第三者によって支配され、若しくは決定的な影響力を行使され、単一の経済主体とみなされるべき場合には、「競争関係にある事業者」には該当しないことが規定された[14]。EU競争法では、ある会社が他の会社に対して決定的な影響（decisive influence）を与える場合に、この２者は単一の経済主体であるとして、競争関係がある事業者に該当しないという単一経済主体（Single Economic Entity）の概念があるが、本司法解釈によりこの概念が中国でも規定された。

（3）リバースペイメントに関する規定

「**リバースペイメント（Reverse Payment）**」とは、先発医薬品メーカーと後発医薬品メーカーとの間で特許紛争が生じた場合に、後発医薬品メーカーが後発医薬品の上市を遅らせることの対価として、先発医薬品メーカーが、後発医薬品メーカーに金銭の支払い等を行うことを合意することをいう。

中国では、2021 年 12 月に最高人民法院が、先発医薬品メーカーと後発医薬品メーカーの特許訴訟において、リバースペイメントの合意は、競争を排除、制限する効果がある可能性があり、人民法院は独占合意の可能性について初歩的な審査をすべきであることを示していた[15]。

本司法解釈では、リバースペイメントに関する規定が導入され、後発医薬品の特許権者と後発医薬品の申請者との間で締結され、かつ実施された契約が以下の条件を同時に満たしていることを証明する証拠がある場合、独占合意と認定される可能性があることが規定された[16]。

① 先発医薬品の特許権者が、後発医薬品の申請者に、明らかに不合理な金銭その他の利益の補償を与え又は与えることを承諾した場合
② 後発医薬品の申請者が、後発医薬品の特許権の有効性を争わない、又は先発医薬品の関連市場への参入を遅らせることを承諾した場合

しかし、被告が、前項の利益補償が後発医薬品の特許に関する紛争解決コストを賠償する目的のみであること若しくはその他の正当な理由があることを証明する証拠を有し、又は当該合意が独占合意禁止の適用除外[17]に該当する場合は、独占合意とは認定されないことも規定された[18]。

（4）垂直型独占合意

「**垂直型独占合意**」とは、事業者が取引相手との間で達する独占合意をいい、事業者が、取引相

[14] 本司法解釈第 19 条
[15] https://ipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1881.html
[16] 本司法解釈第 20 条第 1 項
[17] 独占禁止法第 20 条
[18] 本司法解釈第 20 条第 2 項

COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
ALL RIGHTS RESERVED

手と次に掲げる独占合意を形成することが禁止されている[19]。

① 第三者に対する商品再販売価格を固定すること
② 第三者に対する商品再販売最低価格を限定すること
③ 国務院独占禁止法執行機関が認定するその他の独占合意

上記①、②の合意に関しては、それが競争を排除し又は制限する効果を有しないことを事業者が証明することができる場合は、禁止されない[20]が、被告が当該独占合意が競争を排除、制限する効果がないことを立証しなければならないと規定された[21]。

垂直型独占合意が競争を排除し又は制限する効果を有しないか否かについては、以下の要素が総合的に考慮されることが規定された[22]。競争を促進する効果が、競争を阻害する効果を明らかに上回る場合は、競争を排除し又は制限する効果があるとは認定されない。

① 被告の関連市場における市場支配力及び関連市場の類似する競争上マイナスな効果に対する累積的な影響
② 当該合意が、市場への参入障壁を高め、より効率的な事業者やビジネスモデルを阻害し、ブランド間又はブランド内の競争を制限するなどの競争上の悪影響を及ぼすかどうか
③ 合意が、フリーライドの防止、ブランド間競争の促進、ブランドイメージの維持、販売前又は販売後のサービス水準の向上、イノベーションの促進等の競争を促進する効果を有し、かつ、その効果を達成するために必要であるかどうか
④ その他の考慮できる要素

また、独占合意が以下の条件の一つに該当する場合、独占禁止法第 18 条第 1 項の規定により、被告が法律上の責任を負うという原告の主張は認められないことが規定された[23]。

① 当該独占合意が事業者と相対者の間の代理協議であり、代理者がいかなる実質的なビジネス上又は経営上のリスクを負っていないこと
② 被告の関連市場の市場占有率が、国務院の独占禁止執行機関の規定する標準を下回り、かつ国務院の独占禁止執行機関の規定するその他の条件に適合すること

(5) ハブアンドスポーク型独占合意

事業者、業界団体等が、その他の事業者が独占合意を達成、実施するために、実質的な幇助を行い、原告に損害を与えた場合は、民法典第 1169 条の規定により、幇助行為を行った事業者、業界団体等が独占合意を達成、実施したその他の事業者と連帯責任を負うことが規定された。但し、事業者、業界団体等がその他の事業者が関連する独占合意を行ったことを知らない又は知り得べきではないことを十分に証明できる場合は連帯責任を負わないことも規定されている[24]。

「**実質的な幇助**」とは、独占合意の達成又は実施に対して直接的で重要な促進用により違法な意図を生じさせ、便利な状況を提供し、情報ルートとなることなどの行為をいう[25]。

[19] 独占禁止法第 18 条第 1 項
[20] 独占禁止法第 18 条第 2 項
[21] 本司法解釈第 21 条
[22] 本司法解釈第 22 条
[23] 本司法解釈第 23 条
[24] 本司法解釈第 26 条第 2 項
[25] 本司法解釈第 26 条第 3 項

■ COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
■ ALL RIGHTS RESERVED

5. 市場支配的地位の濫用（第 28 条から第 42 条）

（1）市場支配的地位の濫用の認定要素

「市場支配的地位」とは、事業者が関連市場内において、商品の価格、数量若しくはその他の取引条件をコントロールすることができ、又は他の事業者の関連市場への参入を妨害し、若しくはこれに影響を及ぼすことができる能力を有する市場地位をいう [26]。

事業者が以下の条件を同時に満たす場合、市場支配的地位の濫用を認定することができることが規定された [27]。

① 関連市場において支配的地位を有していること
② 独占行為を実施していること
③ 独占行為が競争を排除、制限する効果があること
④ 独占行為の実施に正当な理由がないこと

（2）立証責任

原告が、市場支配的地位の濫用 [28]を主張する場合は、**被告が関連市場において市場支配的地位**を有しており、その地位を濫用したことについて立証する責任があり、被告にはその行為に正当な理由があることを立証する責任がある [29]。

原告が、被告である事業者が以下の状況の一つにあることを証明できる場合には、反論するのに十分な証拠がない限り、関連市場の構造、実際の競争状況、関連市場の経済法則等の経済学の知識も考慮して、事業者が関連市場において支配的地位にあるとみなすことができることが規定された [30]。

① 事業者が、市場の競争水準を著しく上回る価格を長期間維持している、又は商品の品質が長期間にわたり著しく悪化しているにもかかわらず大量の利用者の流出が見られず、関連市場における競争、イノベーション、新規参入が明らかに不足している場合
② 事業者が、他の事業者の市場占有率を著しく上回る高い市場占有率を長期間維持しており、関連市場における競争、イノベーション、新規参入が明らかに不足している場合

（3）市場支配的地位の推定

次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、事業者が市場における支配的地位を有するものと推定することができる [31]。

① 1 つの事業者の関連市場における市場占有率が 2 分の 1 に達している場合
② 2 つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で 3 分の 2 に達している場合
③ 3 つの事業者の関連市場における市場占有率が合計で 4 分の 3 に達している場合

独占禁止法第 23 条及び第 24 条にいう「事業者の関連市場における市場占有率」は、独占行為が発生した時点における一定期間内の関連市場における事業者の関連商品の取引金額、取引件数、生産能力その他の指標の割合に基づいて決定することができる [32]。

---

[26] 独占禁止法第 22 条第 3 項
[27] 本司法解釈第 35 条
[28] 独占禁止法第 22 条第 1 項
[29] 本司法解釈第 28 条
[30] 本司法解釈第 29 条第 1 項
[31] 独占禁止法第 24 条第 1 項
[32] 本司法解釈第 30 条

■ COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
■ ALL RIGHTS RESERVED

独占禁止法第 24 条第 1 項第 2 号、第 3 号により共同して市場支配的地位を有する経営者と推定された場合、証拠により以下の一つを証明することで、上述の推定に反証することができることが規定された [33]。

① 当該 2 者以上の事業者の間で行為の一致がなく、実質的な競争がある場合
② 当該 2 者以上の事業者が全体として関連市場においてその他事業者の競争上の拘束を有効に受ける場合

6. 民事責任（第 43 条から第 49 条）

（1）民事責任の態様

原告が被告の独占禁止行為により損害を受けた場合、人民法院は原告の訴訟請求と確認された事実に基づき、被告に対して侵害の停止や損害賠償等の民事責任を負うことを命じることができる [34]。また、独占禁止行為の停止だけでは競争を制限、排除する効果を除去できない場合は、競争を回復するための必要な行為を命じることができる [35]。

（2）損害の算定

独占行為による損害には、直接的損害と、その行為がなかったら得られたであろう利益の減少が含まれ、独占行為により受けた損害の算定について、以下の要素を考慮することができることが規定された [36]。

① 独占行為実施前又は終了後と実施期間中の関連市場における商品の価格、経営コスト、利益、市場占有率など
② 独占行為の影響を受けていない同等の市場における商品の価格、経営コスト、利益等
③ 独占行為の影響を受けていない同等の事業者の商品価格、経営コスト、利益、市場占有率等
④ 原告が独占行為により被った損害を合理的に証明できるその他の要素

原告は、独占行為により損害を被ったことを証明する証拠を有するが、具体的な損害額を確定することが困難である場合、人民法院は、原告の主張及び事案の証拠に基づき、独占行為の性質、程度、継続期間及び得られた利益等の要素を考慮し、合理的な賠償額を確定することができる [37]。また、損害賠償の範囲には、市場調査費用、経済分析費用、弁護士費用等を含む独占禁止行為を調査し、停止させるために原告が支払った合理的な費用を含めることができると規定された [38]。

複数の独占行為が相互に関連し、同一の関連市場又は複数の関連市場において、原告に分割することが困難な一体的損害をもたらす場合、損害を確定する際に全体的に考慮される。一方、複数の独占行為が独立しており、異なる関連市場において原告に損害をもたらす場合、人民法院は、損害を決定する際に、それらを別々に考慮することが規定された [39]。

[33] 本司法解釈第 34 条
[34] 本司法解釈第 43 条第 1 項
[35] 本司法解釈第 43 条第 2 項
[36] 本司法解釈第 44 条第 1 項、第 2 項
[37] 本司法解釈第 44 条第 3 項
[38] 本司法解釈第 45 条
[39] 本司法解釈第 46 条

■ COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
■ ALL RIGHTS RESERVED

◆ 会社法適用の時的効力に関する若干規定[40]

最高人民法院　2024 年 6 月 29 日公布、2024 年 7 月 1 日施行

1. はじめに

2024 年 6 月 29 日、最高人民法院より、「会社法の時的効力の適用に関する若干規定（以下、「**本規定**」という）」が公布され、同年 7 月 1 日から施行された。同日に施行された改正会社法は、全 266 条のうち全体の約 86%である 230 条が修正又は新たに規定されており改正の影響が大きいところ、改正会社法の規定に円滑に対応できるようにするため、本規定により、遡及的に適用される規定が定められた。

本規定は、改正会社法は「会社法施行後の法的事実に起因する民事紛争事件に適用される」、「会社法施行前の法的事実に起因する民事紛争事件は、当時の法律、司法解釈に規定がある場合は、当時の法律、司法解釈の規定が適用される」として、改正会社法の適用の不遡及を原則として定めつつ[41]、立法目的の実現により資する場合等の一定の規定については、改正会社法の規定が遡及的に適用されることを定めている。重要な遡及適用規定は以下のとおりである。

2. 立法目的の実現により資する遡及適用規定（第 1 条第 2 項但書）

改正会社法施行前の法律事実に起因する民事紛争には、当時の法律、司法解釈に規定がある場合は、その規定が適用されるが、以下のように、改正会社法の適用がその立法目的の実現により資する場合は、改正会社法の規定が適用される。なお、遡及適用される会社法の規定のうち、太字の部分は改正された部分を意味する（以下同様）。

事項	遡及適用規定	遡及適用される会社法の規定
株主会決議の取消訴訟	改正会社法施行前に、会社の株主会が違法に招集され、株主会の出席通知を受けなかった株主が、人民法院に決議の取消しを請求する場合、会社法第 26 条第 2 項の規定が適用される。	**株主会の会議に出席するよう通知されなかった株主は、株主会決議が行われたことを知った日又は知るべきであった日から 60 日以内に、人民法院にその取消しを請求することができる。決議が行われた日から 1 年以内に取消権を行使しなかった場合、取消権は消滅する。**
決議の不成立と取引の効力	改正会社法施行前の株主会決議又は董事会決議が人民法院により不成立と確認され、当該決議に基づき会社と善意の取引先との間に成立した法律関係の有効性について争いが生じた場合、会社法第 28 条第 2 項の規定が適用される。	**株主会又は董事会の決議が、人民法院によって無効とされた場合、取り消された場合、又は不成立と確認された場合であっても、その決議に従って会社と善意の取引先との間に形成された民事法律関係は影響を受けない。**
債権の出資方法	改正会社法施行前に、株主が債権によって出資を行い、その出資方法をめぐって紛争が生じた場合、会社法第 48 条第 1 項の規定が適用される。	株主は、金銭による出資、現物出資、知的財産権、土地使用権、**株式、債権**、その他金銭で評価でき、かつ法律に従って譲渡できる非金銭的財産による出資も行うことができる。
持分譲渡の手続	改正会社法施行前に、有限責任会社の株主が株主以外の者に持分を譲渡し、持分譲渡による紛争が生じた場合、会社法第 84 条第 2 項の規定が適用される。	株主が株主以外の者に持分を譲渡する場合、**その数量、価格、支払方法、期限を書面で他の株主に通知しなければならず、他の株主は同じ条件による優先購入権を有する。**書面による通知を受領した日から 30 日以内に応

[40] 中国語「最高人民法院关于适用〈中华人民共和国公司法〉时间效力的若干规定」という。
[41] 本規定第 1 条第 1 項、第 2 項本文

■ COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
■ ALL RIGHTS RESERVED

事項	遡及適用規定	遡及適用される会社法の規定
		答しない株主は、優先購入権を放棄したものとみなされる。2 人以上の株主が優先購入権を行使する場合は、それぞれの購入比率を決定するために交渉するものとし、交渉が不調に終わった場合は、譲渡時のそれぞれの出資比率に従って優先購入権を行使するものとする。
違法な利益配当や減資による損害賠償責任	改正会社法施行前に、会社が法律の規定に違反して株主への利益配当や登録資本金の減少を行い、会社に損害が生じ、その損害賠償責任について紛争が生じた場合、会社法第 211 条と第 226 条の規定がそれぞれ適用される。	会社法第 211 条： 会社が会社法の規定に違反して株主に利益を配当した場合、株主は規定に違反して配当された利益を会社に返還しなければならず、**会社に損害が生じた場合、株主及び責任ある董事、監事、高級管理職は賠償責任を負わなければならない。**
		会社法第 226 条： **会社法の規定に違反して登録資本金を減少させた場合、株主は受領した資金を返還し、株主の出資金を減免した場合、元の状態に回復し、会社に損害を与えた場合、株主及び責任ある董事、監事、高級管理職は賠償責任を負わなければならない。**
利益配当の期限	改正会社法施行前に、利益配当の決議がなされ、利益配当の期限について争いが生じた場合、会社法第 212 条の規定が適用される。	**株主会で利益配当が決議された場合、董事会は株主会決議の日から 6 ヶ月以内に利益配当を行わなければならない。**
登録資本金の減少	改正会社法施行前に、会社が登録資本金を減少させ、対応する出資額又は株式の減少について株主間で紛争が生じた場合、会社法第 224 条第 3 項の規定が適用される。	**会社が登録資本金を減少させる場合、法律に別段の定めがある場合、有限会社の株主全員の同意がある場合、又は株式会社の定款に定めがある場合を除き、株主の出資又は保有する株式の割合に応じて出資額又は株式を減少させなければならない。**

3. 民事法律行為の効力に関する遡及適用規定（第 2 条）

改正会社法施行前の会社に関する民事法律行為（会社の決議や契約）で、当時の法律及び司法解釈では無効とされていたが、改正会社法では有効とされる以下の場合は、改正会社法が適用される。

事項	遡及適用規定	遡及適用される会社法の規定
出資企業の債務について連帯責任を負う合意の効力	会社が出資先企業の債務について連帯責任を負うことを合意し、その合意の効力について争いが生じた場合、会社法第 14 条第 2 項の規定が適用される。	会社が、投資先企業の債務について連帯責任を負う出資者であってはならない旨が法律で定められている場合は、その定めに従う。
準備金による欠損填補	会社が欠損填補のために資本準備金を使用する決議を行い、当該決議の効力について争いがあるときは、会社法第 214 条の規定が適用される。	会社の準備金は、会社の欠損を補填し、会社の生産経営を拡大し、又は会社の登録資本金へ組み入れるために使用される。 **準備金により会社の欠損を補填する場合、まず任意準備金と法定準備金を使用しなければならず、なおも補填できない場合に、規定に従って資本準備金を使用することができる。**

■ COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
■ ALL RIGHTS RESERVED

事項	遡及適用規定	遡及適用される会社法の規定
		法定準備金を登録資本金に組み入れる場合、当該準備金の残高は法定準備金組み入れ前の会社の登録資本金の 25%を下回ってはならない。
簡易合併決議の効力	会社が 90%以上の持分を保有する会社と合併する場合において、合併決議の効力について争いが生じたときは、会社法第 219 条の規定が適用される。	**会社が 90%以上の持分を保有する会社と合併する場合、被合併会社は株主会の決議を必要としないが、他の株主に通知しなければならず、株主は会社に対し、自己の持分又は株式を合理的な価格で買い取るように請求する権利を有する。** **会社が合併により支払う対価が、自社の純資産の 10%を超えない場合は、定款に別段の定めがある場合を除いて、株主会決議を経ることを要しない。** **前 2 項の規定により、株主会の決議を経ずに合併する場合は、董事会の決議によらなければならない。**

4. 新しい規定に関する遡及適用規定（第 4 条）

改正会社法施行前の法的事実により引き起こされた民事紛争事件で、当時の法律、司法解釈に規定がなく、以下の状況がある場合には、改正会社法が適用される。

事項	遡及適用規定	遡及適用される会社法の規定
払込未了持分の譲渡	株主が出資期限の到来前に持分を譲渡し、譲受人が期限通りに出資金の全額を払い込まなかった場合、譲渡人及び譲受人の出資責任の認定には、会社法第 88 条第 1 項の規定が適用される。	**株主が、出資を引き受けたが、出資期限が到来していない持分を譲渡する場合、譲受人が当該資本金を支払う義務を負う。譲受人が期限通り出資金を全額払い込まなかった場合、譲渡人は、譲受人が期限通り払い込まなかった出資金を補充する責任を負う。**
持分買取請求	有限会社の支配株主がその株主の権利を濫用して、会社又は他の株主の利益を著しく害した場合において、他の株主が会社に対してその持分を合理的な価額で買い取ることを請求する場合、会社法第 89 条第 3 項及び第 4 項の規定が適用される。	**会社の支配株主が株主の権利を濫用し、会社又は他の株主の利益を著しく害した場合、他の株主は会社に対し、合理的な価格で持分を買い取るように請求する権利を有する [42]。** **会社は、本条第 1 項、第 3 項に規定する状況により、会社が買い取った会社の持分は、6 ヶ月以内に法律に従い譲渡するか消却しなければならない [43]。**
株式買取請求	株式会社の株主会の決議につき反対票を投じた株主が会社に対しその有する株式を合理的な価額で買い取ることを請求する場合には、会社法第 161 条の規定が適用される。	**次の各号のいずれかに該当する場合、当該株主会の決議に反対した株主は、公開発行会社の場合を除き、会社に対し、その有する株式を合理的な価額で買い取ることを請求することができる。** **① 会社が 5 年間連続して株主への利益配当を行わなかったが、その 5 年間は継続し**

[42] 会社法第 89 条第 3 項
[43] 会社法第 89 条第 4 項

■ COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
■ ALL RIGHTS RESERVED

事項	遡及適用規定	遡及適用される会社法の規定
		て黒字であり、本法に定める利益配当の条件を満たしている場合 ② 会社が主要な財産を譲渡した場合 ③ 定款に定められた営業期間の満了、定款に定められたその他の解散事由が発生し、株主会が決議により定款を修正し、会社を存続させた場合 株主会の決議の日から 60 日以内に、株主と会社との間で株式の買い取りについて合意に達することができない場合、株主は株主会の決議の日から 90 日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。 会社が、本条第 1 項に定める状況により買い取る会社の株式は、6 ヶ月以内に法律に従い譲渡するか消却しなければならない。
事実上の董事	会社の董事を兼務しない支配株主及び実施支配者が会社の業務を行う場合に関する民事責任の認定については、会社法第 180 条が適用される。	董事、監事、高級管理職は、会社に対して忠実義務を負い、自己の利益と会社の利益との衝突を回避するための措置を講じなければならず、その権限を利用して不当な利益を得てはならない。 董事、監事、高級管理職は、会社に対して勤勉義務を負い、会社の最善の利益のために、管理職として通常求められるような合理的な注意を払って職務を遂行しなければならない。 会社の支配株主又は実施支配者は会社の董事ではないが、実際には会社の業務を行っている場合は、前 2 項の規定を適用する。
支配株主等の連帯責任	会社の支配株主及び実質的支配者が、董事及び高級管理職に指示をして、会社又は株主の利益を害する行為を行わせた場合の民事責任の認定には、会社法第 192 条の規定が適用される。	会社の支配株主又は実質支配者が、董事、高級管理職に指示をして会社又は株主の利益を害する行為を行わせた場合、当該董事と高級管理職と連帯して責任を負う。

5. 明細化された規定に関する遡及適用規定（第 5 条）

改正会社法が施行される前の法的事実によって引き起こされた民事紛争事件で、当時の法律、司法解釈にすでに原則的な規定があり、改正会社法により、具体的な内容が定められた以下の場合は、改正会社法が適用される。

事項	遡及適用規定	遡及適用される会社法の規定
株式の譲渡制限	株式会社の定款に株式の譲渡制限の定めがあり、当該定めに関して紛争が生じた場合には、会社法第 157 条の規定が適用される。	株式会社の株主が保有する株式は、他の株主又は株主以外の者に譲渡することができる。会社の定款が株式の譲渡に制限を課している場合、その譲渡は定款の規定に従って行われる。
利益相反取引	関連関係の主体の範囲及び関連取引の性質の認定は、会社法第 182 条及び第 265 条第 4 号の規定が適用される。	会社法第 182 条： 董事、監事、高級管理職が、直接又は間接的に会社と契約を締結又は取引を行う場合、締結する契約又は行う取引に関する事項を董事会又は株主総会に報告し、かつ

■ COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
■ ALL RIGHTS RESERVED

事項	遡及適用規定	遡及適用される会社法の規定
		定款の規定に従い、董事会又は株主会の決議を経なければならない。 **董事、監事、高級管理職の近親者及び董事、監事、高級管理職又はその近親者が直接又は間接的に支配する企業、並びに董事、監事、高級管理職との間にその他の関連関係を有する関係者が、会社と契約を締結し又は取引を行う場合には、前項の規定を適用する。**
		会社法第 265 条第 4 号： 関連関係とは、会社の支配株主、実質的支配者、董事、監事及び高級管理職と、それらによって直接又は間接的に支配される企業との関係、及び会社の利益移転をもたらす可能性があるその他の関係をいう。但し、国が持分を支配する企業の間では、国に支配を受けているということのみで関連関係があるとはみなされない。
事業機会の奪取の禁止、競業避止義務	会社の董事及び高級管理職による不当な会社の事業機会の奪取、制限された同種業務の経営に対する賠償責任の認定には、それぞれ会社法第 183 条および第 184 条の規定が適用される。	会社法第 183 条： 董事会、**監事**、高級管理職は、職務上の便宜を利用して、自己又は他人のために会社の事業機会を奪ってはならない。**ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。** **① 董事会又は株主会に報告し、かつ定款の定めに従い、董事会又は株主会の決議を経た場合** **② 法律、行政法規又は定款の定めに従い、会社がその事業機会を利用できない場合**
		会社法第 184 条： 董事、**監事**又は高級管理職は、**董事会**又は株主会に報告せず、かつ定款の定めに従い、**董事会**又は株主会の決議を得なければ、自らが在職する会社と同種の事業を自営し、又は他人のために経営してはならない。
監事による横領、利益相反取引、競合避止義務違反責任	監事が実施した会社資金の不正流用等の禁止行為、違法な関連取引、不当な会社の事業機会の奪取、制限された同種の業務の経営に対する賠償責任の認定には、会社法第 181 条、第 182 条第 1 項、第 183 条及び第 184 条の規定が適用される。	会社法第 181 条： 董事、**監事**、高級管理職は、次に掲げる行為をしてはならない。 ① 会社の財産を横領し、会社の資金を不正流用すること ② 会社の資金を自分の個人名義又はその他の個人名義で口座を開設し預金すること ③ 権限を利用した贈賄、その他の違法な収入を得ること ④ 他人と会社との取引において自己のために他人から手数料を受け取ること ⑤ 会社の秘密を許可なく開示すること ⑥ その他会社に対する忠実義務に違反する行為

執筆担当：三代川　英嗣

■ COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
■ ALL RIGHTS RESERVED

II. 今月の中国関連ブログ記事

2024 年 7 月に TMI 総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

登録資本登記管理制度の施行に関する国務院の規定	
掲載日	2024 年 7 月 9 日
概要	2024 年 7 月 1 日に公布、同日施行された「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国務院の規定の要点について、意見募集稿からの変更点を中心に解説しています。

■ COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
■ ALL RIGHTS RESERVED

III. 中国法務の現場より

◆ 競業避止義務と営業秘密保護について

近年、中国における労働紛争案件は増加する傾向で、中国人的資源と社会保障部が公表した統計データによると、2023 年度に全国の各レベルの労働・人事紛争調停機関および仲裁機関が処理した労働・人事紛争案件は約 385 万件に達した。今年の 6 月、CCTV を含む多くのメディアが競業避止に関するある労働紛争案件を報道し、競業避止に関する議論が広まった。

当該競業避止紛争案件では、たたきキュウリ、ゆで枝豆などを作ることを日常業務とする前菜料理人の劉氏が、元の会社から競業避止義務違反で訴えられ、退職後も前菜作りという同じ業務に従事していたため、違約金を含め、合計 10 万元以上の損害賠償を求められた。裁判所は、劉氏が元の飲食店と競業避止義務契約を締結したものの、劉氏は前菜料理人に過ぎず、使用者の機密情報に接したことを証明するには不十分であり、飲食店が、劉氏が勤務期間中に料理作りの技術秘密を入手したことを証明する証拠を提出しなかったことなどに基づいて、飲食店が、劉氏を競業避止義務対象者に入れることは、劉氏の権利への不当制限であり、この契約は無効であると判断した。そのため、飲食店による違約金等の支払いの請求を支持しなかった。第一審判決後、飲食店が不服を唱え、控訴を提起したが、南京中級人民法院は第二審判決で原判決を支持した。

中国労働契約法第 23 条及び第 24 条によると、使用者は、使用者の営業秘密及び知的財産権に関する秘密事項に関して秘密保持義務を負う労働者との労働契約又は秘密保持契約において、競業避止条項を約定することができる。即ち、使用者は、労働契約の解除又は終了後、指定地域内及び指定期間内（上限２年）において、競業避止義務者に対し、使用者と同類の製品を生産し、若しくは運営し、若しくは同類の事業に従事する競業関係のあるその他の使用者に就労してはならないこと、又は同類の製品の生産若しくは運営又は同種の事業への従事について自ら開業してはならないことを求めることができる。労働者が競業避止義務に違反した場合、契約に従って使用者に違約金や損害賠償金を支払わなければならない。競業避止義務の対象となる者の範囲について、同法は、使用者の高級管理職、高級技術者及びその他の秘密保持義務を負う者に限定すると規定している。高級管理職及び高級技術者の範囲は比較的明確にしやすいが、「その他の秘密保持義務を負う者」の範囲の確定が難しく、実務上、使用者が恣意的に競業避止義務対象者の範囲を拡大する場合もある。上記案件が広く取り上げられていた理由も、競業避止義務の適用範囲に関連しており、たたきキュウリ等はごく一般的な定番中華前菜と言え、一般労働者を競業避止義務の適用範囲に含めることは、競業避止条項の趣旨に明らかに反すると言えるからである。

競業避止の制度を設ける主な目的は、使用者の営業秘密を保護し、市場における人材の正常流動及び正当な競争秩序を維持し、他の使用者及び労働者が市場における公正な競争及び職業倫理を侵害し、元の使用者の合法的な権益を損なうことを防止し、抑制することにある。蘇州市中級人民法院が公布した 2018 年度-2023 年度競業避止義務に関する紛争についての白書によると、2018 年から 2023 年までに蘇州市の法院が処理した 208 件の第 1 審案件の内、使用者が労働者の競業避止義務違反責任を追及する案件は約 88%を占めた。競業避止義務の約定は企業にとって営業秘密等を保護する重要な手段であるが、競業避止条項を利用する場合、労働者に一定の対価を支払う必要があり、労働契約解除または終了後、使用者は、競業避止期間中、労働者に月単位で競業避止補償金を支給しなければならないと規定されている。競業避止の経済補償の基準について、司法解釈によると、両当事者が明確に合意していない場合、使用者は、労働契約の解除又は終了前の 12 ヶ

COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
ALL RIGHTS RESERVED

月間の平均給与（労働契約履行地の最低賃金基準を下回ってはならない）の 30%に従い、毎月経済補償を支払う必要があり、両当事者間の合意書等に約定がある場合、その約定に従うものとする。しかし、約定した基準が低すぎる場合、例えば、雇用期間中の労働者の実際の賃金水準を無視して、直ちに地域最低賃金を競業避止義務に対する経済的補償として約定した場合、実務上、このような約定の効力は不透明で、裁判所の判断も統一されていない。

使用者としては、営業秘密等の保護とコスト（競業避止補償金の支払い）とのバランスに基づいて、対象者範囲や競業避止補償の基準を適切に定める必要がある。なお、競業避止義務の期間の上限が 2 年とされており、2 年後、従業員は自由に職業を選択できる。ただ、この場合、従業員が元会社の営業秘密に関する秘密保持義務を履行し続ける必要があることを妨げるものではない。

一方、退職従業員による営業秘密侵害の保護の手段には、競業避止義務の約定を含むが、この限りではない。退職従業員が実際に会社の営業秘密を侵害した場合、競業避止義務契約を締結していないまたは競業避止義務期間満了後の場合でも、会社が侵害当事者に損害賠償責任を負担することを要求することを妨げない。

今年 6 月中旬、最高人民法院は、従業員の転職に伴う営業秘密侵害に関連する典型ケースを公布した――吉利汽車と威馬汽車の 2 つの自動車会社の技術秘密侵害紛争案件で、損害賠償の金額が高いため、大規模なメディア報道を引き起こした。本案件に関する判決によると、2016 年、吉利汽車の子会社の 40 人近くの高級管理者と技術者が相次いで退職し、威馬汽車及びその関連会社に就職し、そのうち 30 人以上が 2016 年に退職した後、すぐに威馬汽車に入社した。2018 年、吉利汽車は、上記の一部の退職者を発明者または共同発明者として、吉利汽車で接触し、習得した新エネルギー車の技術及び部品図面など技術情報を実用新案特許に出願したことなどから、威馬汽車が吉利汽車の技術秘密を侵害した疑いがあることを発見した。そこから、長い訴訟手続きを開始し、第一審では、計 700 万元（内、経済的損失は 500 万元、合理的な支出は 200 万元）の損害賠償を認めたが、2024 年 4 月 25 日、最高人民法院による控訴審が終結し、威馬汽車に対して計約 6.4 億元の損害賠償金（135 億日本円に相当する。内、経済的損失は約 6.38 億元、合理的な支出は 500 万元）を支払うよう命じた。この金額は、中国の知的財産権侵害訴訟での賠償金額としては歴史的な新記録である。

競業避止義務に関する契約違反の責任は、通常、従業員本人への責任追及に止まり、新就職先の連帯責任を追及できるのかについては、ケースバイケースになる。また、反不正当競争法第 9 条第 2 項によれば、従業員が元の使用者の営業秘密を侵害し、新使用者がこれを知りながらなおこれを取得又は使用した場合には、営業秘密を侵害したものとみなされ、営業秘密権利者は、従業員の新使用者の責任も同時に追及することができる。営業秘密の権利者は、労働契約法における競業避止義務及び反不正当競争法等の営業秘密保護に関する規定に従って、適切な制限及び権利保護の方法を選択することができる。

執筆担当：楊　利涛

■ COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
■ ALL RIGHTS RESERVED

IV. バックナンバー

過去１年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
2024 年 6 月号	• サイバーセキュリティ標準実践ガイドラインにおけるセンシティブ個人情報識別ガイドライン（意見募集稿） • 水平型事業者集中審査ガイドライン（意見募集稿）	• 日中における著作権保護期間の差異
2024 年 5 月号	• 中華人民共和国関税法 • ネットワーク不正競争防止に関する暫定規定	• 最高人民法院が 2023 年 10 大知財事件を公表 • 北京市の住宅購入規制の緩和措置
2024 年 4 月号	• 越境サービス貿易ネガティブリスト（2024 年版）と自由貿易試験区越境サービスネガティブリスト（2024 年版） • 国家外貨管理局による項目外貨業務ガイド(2024 年版)の印刷・公布に関する通知	• 「大谷翔平」商標の中国での出願における実体審査のポイント • 中国商標ブローカーに対する商標権侵害等を理由とした訴訟について • 使用環境特徴と機能的特徴の認定が争点となった事例
2024 年 3 月号	• 国家秘密保護法（2024 年改正） • 消費者権益保護法実施条例	• AI が生成するウルトラマン画像の著作権侵害について生成 AI サービス提供事業者の責任を認めた中国の裁判例 • 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）－3 コンピュータソフト・AI 関連発明審査基準 • 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）－4 不正出願対策 • データの越境流動の促進と規範規定について
2024 年 2 月号	• 「会社法」登録資本登記管理制度の施行に関する国務院の規定（意見募集稿） • 内地と香港特別行政区法院との民商事案件判決の相互承認と執行に関する最高人民法院の手配	• 事業者集中申告基準について
2024 年 1 月号	• 会社法（2023 年改正法）	• 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）－1 特許期間調整

COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
ALL RIGHTS RESERVED

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
		• 実施細則・審査基準改正（2023.12.21）－2遅延審査制度
2023年12月号	• 最高人民法院による「民法典」契約編通則の適用における若干問題に関する解釈 • 最高人民法院による「中華人民共和国渉外民事関係法律適用法」の適用における若干問題に関する解釈（二） • 最高人民法院による労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する解釈（二）（意見募集稿）	• 2023年11月7日北京市知的財産局主催の国別知的財産セミナーへの登壇について • 侵害訴訟中に被疑侵害者が権利無効の抗弁を行った事例 • 2023年11月29日浙江省知的財産局主催の知財ハイレベル人材育成セミナーへの登壇について • AIが生成した画像の著作物性と著作権侵害が初めて認められた中国の裁判例 • ネットワークセキュリティインシデント報告管理弁法（意見募集稿）について • グレーターベイエリア（内地、香港）個人情報越境流動標準契約実施手引きについて • 専利法実施細則改正内容の公表
2023年11月号	• 未成年者インターネット保護条例 • 「ハーグ条約」への加入及び実施開始	• 中国深圳市での特許セミナー講師
2023年10月号	• テスラ表示の使用に関する権利侵害訴訟(馳名商標認定)	• 中国個人情報の越境移転に関する重要な立法動向（「データの越境流動 規範と促進規定」意見募集稿について） • 知的財産局が「特許遅延審査のガイドライン」を発表 • GUIの意匠権に基づくソフトウェア提供者への権利行使が認められた事例
2023年9月号	• 民事訴訟法の改正に関する決定 • 外国国家免除法 • 企業名称登記管理規定実施弁法	• 社内資料に基づく先使用の抗弁が認められた事例
2023年8月号	• 外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見 • 個人情報保護に関するコンプライアンス監査管理弁法（パブリックコメント）	
2023年7月号	• 中華人民共和国対外関係法	• 知財局による専利権譲渡・ライセンス契約雛形及び契約締結ガイドラインの公表

COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
ALL RIGHTS RESERVED

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事／連載・コラム
	• 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定 • ドローン飛行管理暫定条例	

編集・発行
TMI 総合法律事務所
発行日
2024 年 8 月 1 日

■ COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
■ ALL RIGHTS RESERVED

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス
〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23 階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp

上海オフィス
〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp

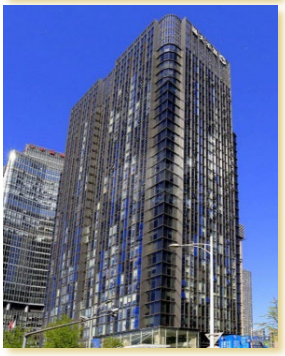

北京オフィス
〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大厦 3204 室
TEL：+86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp

TMI 総合法律事務所拠点一覧

オフィス
東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ/ジャカルタ/クアラルンプール
現地デスク
フィリピン/ブラジル/メキシコ/ケニア

■ COPYRIGHT TMI ASSOCIATES
■ ALL RIGHTS RESERVED